

令和 7 年度漁業取締方針

「令和 7 年度漁業取締方針」を以下のとおり定める。

令和 7 年 3 月

令和 7 年 6 月一部修正

水産庁漁業取締本部

I 策定の趣旨

- (1) 平成 30 年 1 月 15 日、漁業取締本部（以下「本部」という。）が設置され、漁業取締りに係る指揮命令系統の一元化が図られた。
- (2) この方針は、本部の漁業取締りの理念を示すとともに、外国漁船に加え、日本漁船に対する漁業取締りをめぐる現状を踏まえ、本部体制下での漁業取締りに関する具体的な対処の在り方を示すものである。
- (3) この方針の内容は、毎年、状況の変化に応じて適時・適切に評価・分析を行い、見直すこととする。

II 漁業取締りの理念

- (1) 漁業取締りの目的は、水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展に向け、水産動植物の繁殖保護や漁場の総合的かつ高度利用を阻害する原因を除去し、漁業秩序の維持を図ることにある。このような維持すべき「秩序」には、国内の法令、外国等との協定等に加え、自主的な協定など多様な操業ルールが含まれ、これらが全体として遵守されることにより、水産資源の適切な保存及び管理につながる事となる。
- (2) 漁業取締りに当たっては、現有する取締体制を最大限有効に活用し、違法漁船を検挙することによって違反行為を抑止

するとともに、漁業者に対してきめ細かな漁業の指導、監督等を行う。また、我が国の水産資源や漁業秩序を脅かす外国漁船の違法操業に厳正に対応する。公海においては、地域漁業管理機関（Regional Fisheries Management Organizations。以下「RFMOs」という。）が定めたルールの確実な実施が求められているところ、当該機関が定めた公海乗船検査制度に則り、必要に応じて乗船検査を行うことにより、ルールに反した操業が行われていないことを確認するとともに、違反が発見された場合には旗国の当局と緊密な連携を図りつつ対処する。さらに、漁業取締船を活用し、RFMOs の新たな資源管理措置の策定に向け必要な情報収集を行う。

Ⅲ 漁業取締りに関する現状

1 漁業取締りの体制

- （１）本部は、漁業取締り全体の企画立案（予算要求等を含む。）を行っている。また、本部及び全国７か所（札幌・仙台・新潟・境港・神戸・福岡・沖縄）の支部等（沖縄は水産庁・沖縄総合事務局外国漁船合同対策本部）により、各管轄海域の取締りを実施している。
- （２）令和４年４月に、外国漁船等の取締体制を強化するため、外国漁船対策室を設置した、また、令和６年４月に、漁獲物の陸揚げ港における漁獲量の監視・報告体制を強化するため、漁獲監理官を設置した。
- （３）令和７年３月末日現在における漁業取締船は４５隻（官船８隻・用船３７隻）、漁業取締りに従事する漁業監督官は３９３人となっている。
- （４）官船の内訳は、９００トン以上が７隻、５００トンクラスが１隻となっている。

2 日本漁船等による違法操業

- (1) 沿岸域における磯根資源の密漁、沿岸漁船による無許可操業等の違反検挙件数は、直近 10 年間で平均 1,550 件程度となっており、令和 5 年は、1,653 件検挙されている。
- (2) 沖合域における農林水産大臣許可漁船等の違反検挙件数は、年間 2 から 3 件程度となっており、令和 6 年の違反検挙件数は 2 件だった。また、沖合域における沿岸漁業と沖合漁業の操業上のトラブルや違反操業を防止する観点から、利尻・礼文（北海道）、利根川尻（茨城県・千葉県）、紀伊水道（和歌山県・徳島県）、隠岐諸島（島根県）、見島（山口県）、五島列島（長崎県）等の周辺海域において、漁業者間の漁場利用協定や法令の遵守について指導、取締りをしている。
- (3) 外国水域及び公海で操業するかつお・まぐろ漁船、底びき網漁船等の違反検挙件数は、年間 1 から 2 件程度となっており、令和 6 年は 3 件だった。
- (4) 漁獲監理官においては、年次漁獲割当量（Individual Quota。以下「IQ」という。）が設定されている農林水産大臣許可漁船等に対し、IQ 超過等に係る違反を防ぐため、クロマグロが陸揚げされる主要港において、漁獲物の陸揚検査を実施し、漁業者等への指導・取締りをしている。陸揚検査によって摘発した IQ 超過等の違反件数は、令和 6 年は 7 件だった。

3 外国漁船による違法操業等

(1) 漁業取締りの現況

外国漁船による違法操業の類型としては、①二国間協定に基づき操業する外国漁船が当該協定に定められた操業条件等に違反して操業する場合や、②我が国の排他的経済水域（以下「我が国 EEZ」という。）内で無許可操業を行う場合がある。前者に対しては、立入検査を行って操業許可証の有無、漁獲物、操業日誌等を確認している。後者に対しては、我が国の許可が必要な水域との境界付近で監視活動を行い、操業許可を有しない

外国漁船が我が国の許可が必要な水域に侵入しないよう対応している。

(2) 日本海大和堆周辺水域

同水域の我が国 EEZ における北朝鮮及び中国の漁船による操業は違法であるのみならず、我が国漁業者の安全操業の妨げにもなっている。令和 6 年の漁業取締船による退去警告件数は延べ 78 隻であり、そのうち 46 隻が北朝鮮漁船、32 隻が中国漁船であった。なお、そのうち 15 隻に対しては、放水措置を伴う退去警告を実施した。

また、韓国漁船によって我が国の許可が必要な水域に違法に設置されたと推定されるかご漁具等により、我が国水産資源への影響が懸念されている。

(3) 尖閣諸島周辺水域

同水域では、日中漁業協定及びその関連文書並びに日台民間漁業取決めに基づき、中国漁船及び台湾漁船が操業を行っているが、これらの漁船が我が国領海内に侵入して違法操業を行わないよう、日々監視を行っている。

(4) 上記以外の我が国 EEZ

東シナ海の「日韓暫定水域」及び「日中暫定措置水域」等では、年間延べ 2 万隻を超える韓国、中国等の外国漁船が視認されている。これらの外国漁船が暫定水域等から日本側へ侵入して違法操業を行わないよう、日々監視を行っている。令和 6 年は我が国 EEZ 内において、台湾灯光敷網漁船を無許可操業違反で拿捕するとともに、韓国漁船に対して 3 件の立入検査を実施している。

オホーツク海、山陰、九州周辺海域では、漁業取締船の隙を突いて、韓国等の外国漁船が、かご漁具、刺し網、はえ縄などの漁具を違法に設置しており、我が国の漁船の操業に支障を及ぼすといった問題が発生している。このため、令和 6 年には 18 件の漁具押収を行い、刺し網漁具延べ約 4.2 km、かご漁具 1,189

個等を押収している。また、韓国漁船等に対して4件の立入検査を実施している。

また、北海道及び本州三陸沖等の太平洋では、二国間協定に基づき、ロシア漁船が操業を行っている。近年、ロシア大型トロール漁船がサバ、イワシの漁獲を目的とする操業を活発化させており、操業条件等の遵守確認及び我が国漁業者との操業トラブル防止の必要性が高まっている状況にある。令和6年に入域したロシア漁船は7隻（仲積・タンカー船を含む。）であり、無線による操業指導、2件のオブザーバー乗船を行うとともに、我が国漁業者との操業トラブルの防止に努めた。

4 国際機関等との連携による管理措置の実施状況

- （1） 北太平洋漁業委員会（以下「NPFC」という。）及び中西部太平洋まぐろ類委員会（以下「WCPFC」という。）では、公海乗船検査制度が導入されている。
- （2） これを踏まえ、我が国は太平洋公海に漁業取締船を派遣しており、令和6年はNPFCで18件、WCPFCで6件の公海乗船検査を実施した。これらの内訳について、NPFCは中国漁船11隻、同国運搬船3隻、台湾漁船3隻、韓国漁船1隻であり、WCPFCは台湾漁船6隻だった。これら外国漁船の操業状況にかかる情報は、同委員会での新たな保存管理措置の検討にも活用されている。
- （3） また、カナダ海洋水産省と互いの取締海域や視認漁船に関する情報などを交換し、効率的な取締りを図った。さらに、同省の取締航空機に搭乗し、共同取締りを実施した。
- （4） 違法漁業防止寄港国措置協定（PSMA）等に基づき、寄港国として、令和6年は我が国の港で外国漁船の検査を5件実施した。
- （5） 冷凍マグロ類やメロ等については、RFMOsで定める漁獲証明制度により、外国為替及び外国貿易法に基づき輸入の事前

確認を行っており、責任ある水産物市場国として、違法漁獲物の国際的な流通の防止に取り組んでいる。

IV 漁業取締りに関する具体的な対処の在り方

1 日本漁船等に対する取締り

- (1) 沿岸域においては、都道府県、警察及び海上保安庁と連携し、磯根資源の密漁の防止を図るとともに、違反に対しては検挙等の適切な措置を行う。
- (2) 沖合域においては、農林水産大臣許可漁船に設置した衛星船位測定送信機（Vessel Monitoring System。以下「VMS」という。）の運用により、操業区域に係る違反や漁業調整問題の発生の未然防止を図るとともに、違反に対しては検挙等の適切な措置を行う。また、VMS を適切に発信しない漁船に対しては、厳しく対応する。
- (3) 外国水域及び公海で操業するかつお・まぐろ漁船、底びき網漁船等に対しては、オブザーバー、VMS 及び港湾での検査等から得られる情報を基に、関係漁業者等に対する指導及び監督を行うなど RFMOs が旗国に求めている資源保存管理措置の遵守徹底を図る。また、違反に対しては検挙等の適切な措置を行う。
- (4) クロマグロをはじめとした特定水産資源を採捕する船舶に対し、漁獲可能量又は IQ の超過、採捕停止命令期間中の採捕又は漁獲量の未報告がないか等の検査及び指導を行うとともに、現認及び通報された違反に対しては検挙等の適切な措置を行う。
- (5) 関係者や国際機関等から違反通報があった場合は、関係課、警察及び海上保安庁等と連携して情報収集を行い、確認された違反に対しては検挙等の適切な措置を行う。

2 外国漁船に対する取締り

(1) 日本海大和堆周辺水域

我が国漁業者が安全に操業できる状況を確保することを第一に、外国漁船の違法操業に対しては、漁業取締船を重点的に配備するとともに、放水等を含む厳しい対応によって、我が国 EEZ から退去させるなど、毅然とした対応を行う。

また、大和堆西方の我が国 EEZ において外国漁船や北朝鮮公船の可能性のある船舶が出現したときであっても、我が国漁業者が安全に操業できるよう、現場勢力である水産庁と海上保安庁が緊密に連携して対応する。

さらに、違法に設置された漁具は、積極的に押収し、我が国漁業者の操業及び我が国資源への影響を最小限にとどめるよう対処する。

(2) 尖閣諸島周辺水域

同水域に漁業取締船を配備し、海上保安庁と連携して、外国漁船の領海内への侵入の防止を図る。

(3) 上記以外の我が国 EEZ

東シナ海において、我が国の許可が必要となる水域の境界付近で操業する外国漁船に対しては、切れ目なく漁業取締船を配置することにより監視を強化し、違反が疑われる外国漁船への立入検査を積極的に行い、無許可操業については、拿捕等の適切な措置を行う。

オホーツク海、山陰、九州・沖縄周辺水域の我が国 EEZ 内における違法に設置された漁具は、積極的に押収し、我が国漁業者の操業及び我が国水産資源への影響を最小限にとどめるよう対処する。

日台民間漁業取決めに基づき、取決め適用水域で操業する台湾漁船については、我が国漁業者との操業トラブル防止の観点から、漁業取締船の重点配備を実施する。

また、二国間協定に基づき、北海道及び本州三陸沖等の我が国 EEZ 内で操業するロシア漁船に対する取締りについては、操業条件等の遵守確認及び我が国漁業者との操業トラブル防止

を図る。また、漁業取締船や漁業取締航空機の重点配備を実施するとともに、立入検査やオブザーバー乗船により漁獲物の種類や重量、漁具等の確認を実施する。特に、近年導入された我が国漁船との漁場競合や操業トラブルを防止するための操業禁止海域や船間距離等の操業ルールについては、遵守の徹底を図る。漁業関係法令違反が発生した場合は拿捕等の適切な措置を実施し、その違反情報をロシア当局に提供して厳格な対応を求めるとともに、再犯を防止するため操業許可の取消等の行政処分を行う。

3 国際機関等との連携による違反操業の防止

- (1) 北太平洋公海上において、漁業取締船により、外国漁船に対して公海乗船検査等を行い、RFMOs の保存管理措置を遵守しない漁船の情報を収集する。この情報を旗国の当局及び RFMOs に報告し、旗国に対しその責任ある対応を求めるとともに、共同取締りなど国際的な枠組みも用いつつ、違反操業の防止に適切に対応する。また、得られた情報は、RFMOs の保存管理措置の策定や更なる強化に向けた検討にも有効に活用する。
- (2) 寄港国として、港における検査を拡大し、国際連合食糧農業機関 (FAO)、RFMOs、関係諸国等との情報交換及び連携等を通じ、違法な漁業を防止するための国際的な取組に協力する。

4 漁業取締能力の強化に向けた取組

- (1) 状況把握及び適切な指示
我が国漁船の安全操業の確保及び違法操業の抑止のため、外国漁船等の動静に関する情報を収集した上で、漁業取締船等に対し適切な指示等を行う。
- (2) 漁業取締船の性能向上

業務遂行に必要な漁業取締船の増隻、大型化等を進めてきたところであり、今後もこれらの漁業取締船を有効に活用し、船体の防弾化、放水銃の性能向上など一層の装備の充実を図る。

(3) 漁業監督官について

漁業取締船の隻数や装備の充実強化のみならず、漁業監督官等の増員など「人」に重点を置いた、漁業取締体制の強化を図る。

(4) 官船の安全管理の更なる取り組み

官船の運航、取締業務を安全、適正かつ円滑に遂行するため、水産庁安全管理規程等を策定するとともに、同規程に沿った取り組みを進める。

(5) 海上保安庁等関係機関との連携

海上保安庁とは、本庁間のみならず、地域ブロックごとに支部と管区海上保安本部との間で定期的な意見・情報交換を行うなど連携の強化を図る。

さらに、外務省とも連携し、適宜外国政府等への申入れ等を行う。

5 国民の理解及び安全操業の確保を図るための方策等

(1) 国民の理解

漁業取締りに関しては、広く国民の理解を醸成するため、各種の情報媒体を最大限に活用し、積極的な情報発信や広報活動の充実に取り組む。

(2) 安全操業の確保

昨今の国際情勢に鑑み、海上で操業する漁船へ有事関連情報をJアラート等により警報伝達する体制が構築されている。漁船への警報伝達については、海上保安庁のほか水産庁も担っていることから、引き続き、国民保護の観点から関係省庁と連携して取り組む。また、漁業者が安全に操業できるよう、漁業取締船による指導や関係漁業者への情報提供等を行う。